主 文 原判決を破棄する。 被告人を懲役四月に処する。 理 由

本件控訴の趣意は検察官山本清二郎提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する弁護人杉崎安夫の答弁は同弁護人提出の答弁書記載のとおりであるからこれらをここに引用する。

検察官の論旨第一点は原判決には理由のくいちがいがあると云うのである。即ち原判決は罪となるべき事実として公訴事実と同一の事実即ち酒酔い運転(アルの影響により正常な運転ができない虞れがある状態でする運転)、酒気帯び無免許運転、酒気帯び最高速度超過運転の三つの事実を認定しているのに、その法令の適用を欠いては酒酔い運転の罰条である道路交通法第六五条第一一八条第二人の適用を欠いているから、その理由にくいがあると言うのである。これに可るの当時人の答弁は、起訴状の公訴事実の記載は、酒気帯び無免許運転と両についてあるにである状態で」との記載はあるが、これは事により正常な運転ができないおそれがある状態で」との記載はあるが、これは単により正常な運転ができないおそれがある状態で」との記載はあるが、これは単により正常な運転ができないおそれがある状態で」との記載はあるがのは単して表示したに過ぎないものと解され、酒酔い運転については起訴があってあると認め難いのであるから、原判決には検察官所論の違法は存しないと言うのである。

よつて本件起訴状を見るに同起訴状には公訴事実として、

被告人は呼気ーリットルにつき〇、二五ミリグラム以上のアルコールを身体に保有し、その影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、

一、 公安委員会の運転免許を受けていないのに、昭和三六年三月二三日午前二時〇分頃、中央区ab丁目c番地附近道路において、普通貨物自動車を運転し、

二、 前同日時頃、東京都公安委員会が道路標識によつて最高速度を四〇キロメートル毎時と定めた前同所附近道路において、右最高速度を超える七七キロメートル毎時の速度で前同自動車を運転し

たものである。

と記載し、その罰条として、

一の事実につき、道路交通法第六四条第六五条第一一八条第一項一号二号第一二 二条同法施行令第二七条、

ニの事実につき、同法第六四条第六八条第二二条第二項第九条第二項第一一八条第一項二号三号第一二二条同法施行令第七条第二七条、

を記載してある。この公訴事実の記載は、その構文から見れば、その冒頭掲記の 酒酔い状態の下で一所掲の無免許運転並びに二所掲の最高速度超過運転をなしたも のであるとの表現たる観を呈し、一見すれば、右二訴因〈要旨第一〉のみを起訴した ものであるやに解されるものであること弁護人所論のとおりである。しかしながら 前記罰条の</要旨第一>記載には酒酔い運転の処罰規定である道路交通法第一一八条 第一項第二号を一及び二の両事実に関するものとして掲げているのであつて、 を見れば公訴事実の記載は、その表現がいささか拙であるにしても、酒酔い運転を も訴因としているものであることが十分に看取されるのである。而して原判決は罪 となるべき事実として右起訴状の公訴事実と全く同一の事実を判示しあり、従つて その判示事実自体からは酒酔い運転の事実をも罪となるべき事実として認定したも のがどうかが必ずしも明瞭でなく、またその法令の週用においては酒酔い運転の処 罰規定である道路交通法第一一八条第一項二号の掲示を欠いているのであるが、 れは原審が本件起訴には酒酔い運転の訴因が含まれていないものと解し、 れに関する判断をしなかつたものか、或は右訴因か含まれているものと解しながら これに関する判断を遺脱したものか、或はまた右訴因をも罪となるべき事実の中に されに関する中間を追加した 500%、気はよた石脈固を 5兆と なる マミテスシーに 含めて認定したものとしながらそれに関する法令の適用を遺脱したものか、その何 れであるかは明らかでないが、若し本件起訴には酒酔い運転の訴因が含まれていな いものと解し従つてこれに関する判断をしなかつたか、或は右訴因が本件起訴に含まれているものと解しながらこれに関する判断を遺脱したものとすれば、これは審 判の請求を受けた事件の一部について判決を遺脱したもので、刑事訴訟法第三七八 条三号に該当する違法があり、また右訴因をも罪となるべき事実の判示に含めたも のとしながらこれに関する法令の適用を遺脱したものとすれば、これは判決の理由 にくいちがいがあるもので、右同条四号に該当する違法があるのであつて、いずれ

にしても原判決は破棄を免れないものであり、即ち論旨はその理由がある。 よつて本件控訴は理由があるから刑事訴訟法第三九七条第一項により原判決を破棄し、同法第四〇〇条但書により当裁判所において更に判決することとする。 当裁判所が本件につき認定する犯罪事実、その証拠及び法令の適用は左のとおりである。

一、 犯罪事実

被告人は昭和三六年三月二三日午前二時頃東京都中央区ab丁目c番地附近道路上において、呼気ーリツトルにつき〇、二五ミリグラム以上のアルコールを体内に保有しながら

- (1)、 右アルコールの影響により正常な運転のできない虞れのある状態で、
- (2)、 公安委員会の運転免許を受けないで、
- (3)、 東京都公安委員会が道路標識によつて定めた同道路上の最高速度四〇キロメートル毎時を超過する七七キロメートル毎時の速度で、

普通貨物自動車を運転したものである。

(証拠説明省略)

〈要旨第二〉(法令の適用) 〈/要旨第二〉

被告人の判示所為中(1)の酒酔い運転の点は道路交通法第六五条同法施行令第 七条に違反し、同法第一一八条第一項二号に該当し、(2)の酒気帯び無免許運 転の点は同法第六五条同法施行令第二七条同法第六四条に違反し、同法第一一八条 第一項一号第一二二条第一項に該当し、(3)の酒気帯び最高速度超過運転の点は 同法第六五条同法施行令第二七条同法第六八条第九条第一、二項第二二条第二項に 違反し、同法第一一八条第一項三号第一二二条第一項に該当し、後述の犯情、情状に照らしいずれも懲役刑を選択して処断するを相当とするところ、以上は刑法第四五条前段の併合罪であるから同法第四七条第一〇条第二、三項により最も重い酒気 帯び最高速度超過運転の刑に法定の加重をなした刑期の範囲内において処断すべき ものとする。而して本件事犯は酒酔い運転、酒気帯び無免許運転及び酒気帯び最高 速度超過運転の運転自体に関する最も悪質な三つの違反行為を同時に犯したもので あり、而も右酒気帯び、酒酔いの程度は体内保有アルコール量が呼気ーリットルにつき、〇、七七ミリグラムと云う、道路交通法第六五条同法施行令第二七条の規定する体内保有アルコール量の最高限度呼気ーリットルにつき、〇、二五ミリグラムを遙かに上廻つたものであり、また右運転速度は同道路上の所定最高速度四〇キロ メートル毎時の殆んど二倍に近い七七キロメートル毎時という高速度であり、この 高速度による運転は単にab丁目c番地附近だけにおけるものでなく、港区d町e 番地附近からf町交叉点を右折しAガード下を経てBに出でCを通り停車を命じら れた中央区ab丁目c番地附近までの殆んど全区間に亘るもの、たとえ深夜で交通 量の比較的少い時刻における所為であるとは言え、その犯情甚だ悪質と云わなけれ ばならない。更にまた被告人は昭和三五年中に道路交通取締法違反(最高速度超過 運転)により四回に亘り千五百円乃至二千円の罰金刑に処された外、同年中に、酒 に酔いがから自動三輪車を時速約五〇キロメートルの高速度で運転し、その運転中 酩酊による前方注視能力減退のため都電の架線修理作業のため駐車中の特殊作業用 自動車に自車を衝突させ作業員三名に全治七日乃至一〇日を要する傷害を負わしめ た事故を起こし、業務上過失傷害道路交通取締法違反罪として罰金二万円に処され た経歴あるに拘らず、重ねて本件事犯に及んだもので、被告人は自動車運転者としての責任観念に甚だしく欠くるものがあると見ざるを得ないのであつて、情状においても憫諒の余地が殆んどないとしなければならない。近時自動車の増加により人 身の死傷を伴う交通事故が続発し、これら事故が運転者の運転上の義務違反に因る ことの多い実情に鑑みるときは、自動車運転上の義務違反に対しては、自動車が比 較的少く交通環境にもゆとりのあつた往時とは著しく異つた評価が要請せらるるの であつて、本件の如き事犯に対する問責は、今や一般警戒の意味においても、これ を寛大に失することは到底訴されないものと言わなければならない。されば被告人 が本件事犯後は反省悔悟して当分自動車運転から離れることになつたこと、その他記録上認められる被告人に有利な諸事情をも考慮しても、本件事犯については被告 人を懲役四月の実刑に処するを相当とする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 兼平慶之助 判事 斉藤孝次 判事 関谷六郎)